UTokyo Repository 登録要件

令和 8 年 4 月 23 日
附属図書館長裁定

（趣旨）

第一条　この登録要件は、東京大学（以下、「本学」という。）が運用する UTokyo Repository（以下、「リポジトリ」という。）に、成果物及びメタデータを登録するにあたり、登録を行う者が同意すべき事項を定めるものである。

2　リポジトリは、本学の教育・研究活動の成果物及びこれに関するメタデータを電子的な手段によって蓄積し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開することを目的とする。

（定義）

第二条　この登録要件において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　成果物　本学における教育・研究活動に関連して生産された論文、報告書、研究データその他の著作物

二　メタデータ　成果物に関する書誌情報、リンク情報、引用情報、抄録等

三　コンテンツ　成果物及びこれに関するメタデータの総称

四　登録者　次条の規定によりリポジトリにコンテンツを登録できる者

（登録できる者）

第三条　リポジトリにコンテンツを登録できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む。）

二　本学において学位を授与された者

三　本学の部局・センター等の各組織、又はそれらに基盤を持つ学会・研究会等

四　その他、附属図書館長が適当と認めた者

（登録できる成果物の範囲）

第四条　リポジトリに登録することのできる成果物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　本学における教育・研究活動に関連して生産された成果物（その主要な部分が本学において生産されたものを含む。）であり、次のいずれかに該当するものであること。

ア　本学における教育・研究活動の成果

イ　本学が学位を授与した学位論文

ウ　本学及び学内部局等が発行する紀要等刊行物

エ　本学の構成員が、教育・研究活動において生産した研究データ
オ　学内に基盤を持つ学会・研究会等が、その活動において生産した研究データ
カ　その他、附属図書館長が認めたもの

二　次に掲げる事項の内、法令、本学の諸規則及び社会通念に照らし問題が生じないものであること。
ア　名誉、プライバシー等個人の権利に関する事項
イ　情報セキュリティに関する事項（コンピュータウイルスその他の有害なプログラムの混入を含む）
ウ　守秘義務に関する事項
エ　著作権に関する事項

三　成果物を登録する場合は、電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信が可能であること。

2　登録者は、前項の成果物に関するメタデータのみをリポジトリに登録することができる。

（登録の方法）

第五条　登録者は、この登録要件に同意の上、次のいずれかの方法により登録を行うものとする。

一　リポジトリの登録システムを通じて登録する方法
二　登録申請書を附属図書館に提出し、登録の代行を依頼する方法

（著作権者の許諾）

第六条　登録者は、登録を希望する成果物の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外の者に帰属する場合には、あらかじめ他の著作権者の許諾を得なければならない。

2　登録者は、当該成果物の利用に際して第三者との間で紛争が生じることのないよう、あらかじめ関係者との調整を行うものとする。

（著作権の帰属）

第七条　著作権の帰属は次のとおりとする。

一　リポジトリに登録する成果物の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
二　リポジトリに登録するメタデータ（抄録を除く。）は、その性質上、著作物に該当しないものとして取り扱うものとする。抄録の著作権は、著作権者に留保される。

（コンテンツの取扱い）

第八条　附属図書館は、コンテンツを次のように取り扱う。

一　コンテンツをリポジトリシステムに格納する。成果物の本体が登録される場合は、必要

に応じてその複製を行う。
二　ネットワークを通じ、コンテンツを無償で公開する。
三　長期的な保存及び提供の継続性を確保するために必要な複製・媒体変換を行う。
四　リポジトリの技術的環境その他の理由により、必要に応じて、ファイルの圧縮、分割、ファイル名の変更、メタデータの修正その他これらに類する措置を講ずる。
五　学内外の各種システム等との連携のために、メタデータを提供する。
六　次に掲げる場合には、成果物の本体を学内外のシステムに提供することができる。
ア　保存を目的として本学が管理するシステムに提供する場合
イ　著作権者の同意を得た上で、附属図書館長が認めた外部データベース等に提供する場合

（公開の条件）
第九条　コンテンツの公開範囲は、原則として学内外を問わないものとする。
2　コンテンツの利用は無償とする。利用者は、コンテンツの表示、ダウンロード及び印刷等の出力をすることができる。

（ライセンス）
第十条　コンテンツの利用に関するライセンス条件は、次のとおりとする。
一　成果物の著作権者は、その成果物を任意のライセンスで公開することができる。
二　本学は、登録したメタデータ（抄録を除く。）を、「クリエイティブ・コモンズ CC0 1.0」により公開する。抄録については、著作権者の許諾が得られた場合に限り、同様の取扱いとする。

（成果物の利用条件）
第十一条　附属図書館は、成果物の利用に際し、次の事項を遵守する。
一　成果物を改変しないこと。ただし、リポジトリの技術的環境その他の理由により、圧縮、分割又はファイルフォーマットの変換を行う場合がある。
二　標題の表現を改変しないこと。ただし、リポジトリの技術的環境その他の理由により、省略又は他の表記への置換を行う場合がある。
三　著作者名の表示を行うこと。
四　公開にあたり、リポジトリの利用者に対して、著作権法及び第十条のライセンスを遵守した利用を行うよう周知すること。

（デジタルオブジェクト識別子）
第十二条　附属図書館は、リポジトリを主たる公開元としている成果物について、デジタルオブジェクト識別子（DOI）を付与する。ただし、登録に先立ち DOI 付与を希望しない旨

を附属図書館に申し出た場合は、対象外とする。

（研究データの登録に関する事項）
第十三条　登録者は、研究データをリポジトリに登録するにあたり、次の事項を確認し、その責任を負う。
一　当該研究データに要配慮個人情報（病歴、身体障害、犯罪歴等）が含まれていないこと。
二　当該研究データにその他プライバシー侵害のおそれがある情報が含まれていないこと。
三　当該研究データの公開に必要な倫理審査の承認を得ていること（該当する場合）。
四　当該研究データに含まれる個人情報について、適切な同意取得又は匿名化等の措置を講じていること（該当する場合）。

（登録されたコンテンツの変更及び改訂）
第十四条　登録者は、既に登録されたコンテンツについて、新しい版に改訂して登録することができる。その場合における旧版の扱いは、登録者と附属図書館が協議のうえ定める。

（公開停止及び削除）
第十五条　登録者又は著作権者は、登録されたコンテンツの公開停止又は削除を希望する場合、その理由を付して、附属図書館長に申請することができる。
2　前項に定めるもののほか、附属図書館は、他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含む場合、要配慮個人情報その他プライバシー侵害のおそれがあるデータが含まれている場合、その他必要があると認められる場合には、登録されたコンテンツの公開停止又は削除を行うことができる。
3　「公開停止」とは、成果物の本体の公開を停止しメタデータを残すことをいい、「削除」とは、成果物の本体及びメタデータをリポジトリから削除することをいう。

（免責事項）
第十六条　コンテンツの内容に関する責任は、登録者が負う。特に、ソフトウェア等を登録する場合には、登録者は、自らが知りうる範囲において、コンピュータウイルスその他の有害なプログラムが含まれていないことを確認するものとする。
2　本学は、コンテンツを利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益について、本学の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わない。コンテンツには、ソフトウェア、映像等多様な形式のものが含まれるが、本学はこれらの技術的安全性（コンピュータウイルスの不存在、動作の正確性等を含む。）を保証しない。
3　登録者が、要配慮個人情報を含むデータ又はプライバシー侵害のおそれがあるデータを

登録したことにより生じた損害・不利益について、本学は、本学の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わない。
4　登録者は、コンテンツに起因して第三者との間で紛争が生じた場合には、自らの責任と費用において解決するものとする。
5　附属図書館が、第十五条の規定に基づき行った公開停止又は削除に起因して、登録者に損害又は不利益が生じた場合であっても、本学はその責任を負わない。

（協議）
第十七条　この登録要件に定めのない事項又はこの登録要件の解釈に関し疑義が生じた場合には、登録者及び附属図書館が誠実に協議し、解決を図るものとする。

附則
1　この登録要件は、令和８年５月１日から施行する。
2　東京大学学術機関リポジトリ登録要件（令和４年３月９日附属図書館長裁定）は、廃止する。
3　博士論文の登録手続きについては、当分の間、第五条の規定にかかわらず、別に定める許諾書により行うことができる。
4　前項の規定に基づく博士論文の登録手続きに関し、廃止前の東京大学学術機関リポジトリ運用指針及び東京大学学術機関リポジトリ登録要件に基づきなされた許諾書による登録手続きは、この登録要件に基づきなされたものとみなす。
5　紀要等刊行物の登録手続きについては、当分の間、第五条の規定にかかわらず、廃止前の東京大学学術機関リポジトリ登録要件のもとで附属図書館が著作権者又は著作物の発行者から取得した著作権許諾に係る書面により行うことができる。
6　この登録要件の施行の際、他の文書において「東京大学学術機関リポジトリ登録要件」を引用している場合は、この登録要件を引用しているものとみなす。